

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(駐車料金)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p><u>3 市長は、必要があると認めるときは、証紙及び電磁式カード（使用料の支払いのために使用することができるものとして電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項第1号に規定する証票等であつて未使用残高が当該方法により記録されるものをいう。）を発行することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により発行することができる証紙の額は、1枚100円とし、その証紙11枚つづりについて10枚に相当する額とする。</u></p> <p><u>5 第3項の規定により発行することができる電磁式カードの額は、1枚1,000円とし、1,100円分の使用料の支払いに充てることのできるものとする。</u></p> <p><u>6 使用し、若しくは使用したと認められる証紙又は著しく損傷した証紙並びに偽造された証紙及び電磁式カードは、無効とする。</u></p> <p><u>7 証紙及び電磁式カード（以下この項において「証紙等」という。）は、返還して現金の還付を受けることができない。ただし、証紙等の種類、項目等を変更し、又は廃止したときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>8 ……略……</p>

<p><u>4</u> ……略……</p>	<p><u>9</u> ……略……</p>
<p><u>5</u> ……略……</p>	<p><u>10</u> ……略……</p>
<p><u>6</u> 前項の規定にかかわらず、<u>第4項</u>の規定により定期駐車券が発行されたときは、この限りでない。</p>	<p><u>11</u> 前項の規定にかかわらず、<u>第9項</u>の規定により定期駐車券が発行されたときは、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p>
<p>第8条の2 ……略……</p>	<p>第8条の2 ……略……</p>
<p>2 前項の場合における第3条の2第2項及び<u>第4項</u>、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の場合における第3条の2第2項及び<u>第9項</u>、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市自転車等駐車場条例第3条の2第3項の規定により発行された証紙及び電磁式カードに係る同条第7項の規定は、この条例の施行後も令和7年3月31日までは、なおその効力を有する。

